平成２５年（フ）第２２３号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番24　ヴィラ瑞穂202号室、前住所兵庫県明石市魚住町鴨池12番地の３　ベネフィス鴨池Ⅰ―605号
債務者　大森　信彦
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２４号
滋賀県湖南市石部南８丁目１番24　ヴィラ瑞穂202号室、前住所兵庫県明石市魚住町鴨池12番地の３　ベネフィス鴨池Ⅰ―605号
債務者　大森　恵美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６９号
大津市美空町２番14―302号、前住所大津市本堅田５丁目７番40号　コーポ堅田306号
債務者　岡田　嘉子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７２号
大津市茶戸町15番３号、前住所栃木県さくら市馬場1263番地13　シャーメゾンＫ＆Ｋ―Ｂ棟102
債務者　松井　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７７号
大津市南郷１丁目５番16号　ロイヤルエクセーヌⅡ113号室
債務者　江上　千佳（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８６号
滋賀県守山市岡町39番地　本城アパート１号室
債務者　山下　敏幸
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７１号
京都市西京区山田庄田町３番地23今井ビル403号
債務者　濵野　旭平
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８３号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地24棟103号
債務者　祖父江　敬
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１５号
京都府城陽市中樋ノ上28番地の13
債務者　藤本太桂司
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９２号
広島市佐伯区海老山町９番６号
債務者　吉岡　時子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７０号
広島市南区東雲本町３丁目２番11―202号
債務者　大田　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９６号
広島市南区東雲２丁目２番39―206号
債務者　村上　那瑠
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５号
山口県下関市王司川端１丁目２番34―102号サニーカーサＢ、前住所山口県下関市綾羅木新町２丁目14番35号
債務者　ｃａｓｕａｌ　ｂａｒ　Ｂ＆Ｊこと　佐澤　周平
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
山口県下関市武久町２丁目53番10号　福海苑、前住所山口県下関市小月茶屋１丁目４番14号
債務者　庄下　　明
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
山口県下関市長府東侍町10番Ｒ４―404号市営長府松原東住宅
債務者　いな田こと　稲田　　晃
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
愛媛県松山市道後多幸町４番26号　サンビレッジ道後Ａ―102号、住民票上の表示愛媛県松山市道後多幸町４番26号　サンビレッジドウゴＡ―102号
債務者　佐川　惠子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
福岡県久留米市御井町563番地２　レジデンス大洋103号
債務者　長野　正実
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部